

令和6年8月27日
健康福祉部高齢者支援課作成

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する 基準を定める条例の一部改正について

1 改正の理由

介護保険法の過去の改正により本条例の引用箇所と条ずれ等が生じていること、また、介護保険法施行規則改正に伴う本条例の引用箇所の変更及び主任介護専門員の定義について改正があったため、所要の改正を行ったものです。

2 主な改正内容

(1) 介護保険法の改正による条ずれに対応する改正

- ① 原因 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法の改正
- ② 内容 本条例を制定する根拠を「介護保険法第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改正、包括的支援事業の定義を改正

(2) 介護保険法施行規則の改正による地域包括支援センター運営協議会の定義条項の変更に対応する改正

- ① 原因 介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）
- ② 内容 地域包括支援センター運営協議会の定義条項の変更に対応
介護保険法施行規則「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改正

(3) 介護保険法施行規則の改正による主任介護支援専門員の定義の改正

- ① 原因 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第48号）
- ② 内容 主任介護支援専門員を改正省令の規定に合わせ「介護支援専門員であつて、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの（当該研修を修了した日（以下この号において「修了日」という。）から起算して5年を経過した者にあつては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。）」と定義するもの。

3 施行期日

公布の日（令和6年6月13日）から

酒田市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第5項の規定に基づき、地域包括支援センター(同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)が同条第1項に規定する包括的支援事業(以下「包括的支援事業」という。)を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(削る)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、<u>介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)</u>第140条の66第1号イに規定する地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p>	<p>本則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の46第4項の規定に基づき、地域包括支援センター(同条第1項に規定する地域包括支援センターをいう。以下同じ。)の<u>包括的支援事業(法第115条の45第1項第2号から第5号までに掲げる事業をいう。以下同じ。)</u>を実施するために必要な基準を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、<u>法及び介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。)</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、<u>省令第140条の66第1号ロ(2)</u>に規定する地域包括支援センター運営協議会(以下「運営協議会」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p> <p>(職員に係る基準及び当該職員の員数)</p>

<p><u>第3条</u> 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了したもの(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあたっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)</u> <u>その他これに準ずる者 1人</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第4条 (略)</p>	<p><u>第4条</u> 一の地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者_____の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)</u><u>その他これに準ずる者 1人</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 (略)</p>
--	--